

岡山県公報

発行
岡山県



公表

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正
(県例規集登載)

林政課

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

- 保安林の指定予定

治山課

- 漁船保険付保義務の消滅

水産課

- 海岸保全区域の指定

道路整備課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

- 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

- 土地改良区の定款変更の認可

建築指導課

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

用度課

- 落札者等の決定

用度課

【監査公表】

- 監査の結果に基づき講じた措置の状況の

監査事務局

◎岡山県告示第四百十三号

岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和五十五年岡山県告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第三号(ii)中「知事が認定した中核組合」を「森林経営管理法第三十六条第二項の規定により県が公表する民間事業者である森林組合（令和十二年度までの間は、令和二年度の末日において、知事により中核組合に認定されている森林組合を含む。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の規定は、同日以降に申込みを受け付けた資金の貸付けから適用する。

◎岡山県告示第四百十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 和気町

住所 岡山県和気郡和気町尺所555番地

氏名 町長 草加 信義

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 三保高原スポーツ&リゾート

所在地 岡山和気郡和気町南山方144番地15

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設（ロマンツ ェ厨房施設1）		66の3-イ 旅館業の用に供するち ゆう房施設（ログハウ ス台所4-1～10）		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗 濯施設（ロマンツェ洗 濯施設2-1～3）		66の3-ロ 旅館業の用に供する洗 濯施設（ロマンツェ洗 濯施設2-4）		66の3-ハ 旅館業の用に供する 入浴施設（ロマンツ ェ入浴施設3）	
能	力	120食/日		18食/日×10基		2-1：6kg 2-2：8kg 2-3：9kg		4.2kg		1.28m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		断続6時間		断続3時間		連続3時間		連続1時間		連続15時間	
使用時において 当該特定施設か ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5	10	5.9	5.9	1.5	1.5	0.5	0.5	2	4
	p H	5.8～8.6		同左		同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	200	200								
	C O D (mg/L)	200	200								
	S S (mg/L)	250	250								
	油 分 (mg/L)	30	40			3	5	3	5	30	40
	T - N (mg/L)	15	20			20	20	20	20	15	20
	T - P (mg/L)	50	70			3	3	3	3	50	70
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-			同左		同左		同左	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 （ログハウス台所4-1～10）及び（ロマンツェ洗濯施設2-1～3）から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

区	分	新 設		新 設	
種	類	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設（ログハウス入浴施設5-1～10）		66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設（展望風呂6-1, 2）	
能	力	0.3m ³ ×10基		3m ³ ×2基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続2時間		連続15時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	5.9	5.9	4(1.5)	20(1.5)
	p H	5.8～8.6		同左	
	B O D (mg/L)	20	30	20(48)	30(60)
	C O D (mg/L)	20	30	20(40)	30(50)
	S S (mg/L)	30	40	30(48)	40(60)
	油 分 (mg/L)	3	5	3(3)	5(5)
	T-N (mg/L)	10	20	10(16)	20(20)
	T-P (mg/L)	1	2	1(2)	2(3)
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-(-)	-(-)

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。
 2 (ログハウス入浴施設5-1～10) 及び(展望風呂6-1, 2) から排出される汚水等の水量は各特定施設からの排水量の合計を示す。
 3 (展望風呂6-1, 2) の水量等の () 内は浴槽排水の値で、灌漑用水として利用するため1週間に1回の頻度で排出する。

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				新 設				新 設				
工場又は事業場における施設番号	合併処理浄化槽 1				合併処理浄化槽 2				合併処理浄化槽 3				
種 類	し尿浄化槽				し尿浄化槽				し尿浄化槽				
構 造	FRP				FRP				FRP				
主 要 寸 法	11m×2.5m×2.8m				2.7m×0.95m×2.0m				2.05m×4.98m×2.28m				
能 力	220人槽				5人槽				18人槽				
処 理 の 方 法	流量調整接触曝気				嫌気濾床				分離接触曝気				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)	15	40.2	同左		1	1	同左		3.6	3.6	同左	
	p H	5.8~8.6		同左		同左		同左		同左		同左	
	BOD (mg/L)	200	250	26	30	200	250	20	30	200	250	20	30
	COD (mg/L)	200	250	45	60	200	250	30	60	200	250	30	60
	SS (mg/L)	250	300	50	70	250	300	50	70	250	300	50	70
	油 分 (mg/L)	50	50	20	20	50	50	20	20	50	50	20	20
	T-N (mg/L)	56	84	56	84	40	84	40	84	40	84	40	84
	T-P (mg/L)	20	30	6	15	20	30	5	15	20	30	5	15
大腸菌群数 (個/ml)	無数	無数	3,000	3,000	無数	無数	3,000	3,000	無数	無数	3,000	3,000	

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

区 分	新 設				新 設					
工場又は事業場における施設番号	合併処理浄化槽4				合併処理浄化槽5					
種 類	し尿浄化槽				同左					
構 造	FRP				同左					
主 要 寸 法	2.05m×4.98m×2.28m				2.0m×4.5m×0.75m					
能 力	18人槽				同左					
処 理 の 方 法	分離接触曝気				同左					
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左					
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左					
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				同左					
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左					
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)		3.6	3.6	同左		3.6	3.6	同左	
	p H		5.8~8.6		同左		同左		同左	
	BOD (mg/L)		200	250	20	30	200	250	20	30
	COD (mg/L)		200	250	30	60	200	250	30	60
	S S (mg/L)		250	300	50	70	250	300	50	70
	油 分 (mg/L)		50	50	20	20	50	50	20	20
	T-N (mg/L)		40	84	40	84	40	84	40	84
	T-P (mg/L)		20	30	5	15	20	30	5	15
大腸菌群数 (個/ml)		無数	無数	3,000	3,000	無数	無数	3,000	3,000	

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No 1		No 2		No 3		No 4	
区分	新設		新設		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	21.45	46.65	3.6	3.6	3.6	3.6	6.1	6.1
p H	5.8~8.6		同左		同左		同左	
BOD (mg/L)	26	160	20	160	20	160	49	160
COD (mg/L)	45	160	30	160	30	160	50	160
SS (mg/L)	50	120	50	120	50	120	50	120
油分 (mg/L)	20	20	20	20	20	20	20	20
T-N (mg/L)	56	120	40	120	40	120	48	120
T-P (mg/L)	6	16	5	16	5	16	5	16
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年7月27日から同年8月17日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び和気町役場

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホームケア土屋中国

2 所在地

井原市井原町一九二―二 久安セントラルビル2F

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社土屋

2 主たる事務所の所在地

井原市井原町一九二―二 久安セントラルビル2F

三 廃止年月日

令和三年七月三十一日

四 事業所番号

三三一〇七〇〇二三六

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市麻宇那字塚谷二七一の一、二七三の三、二七七の一、字寺場一二四九、字畑ケ谷一二五三、字東山一二七五の二、字向山一二七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十九年岡山県告示第四百三号（真鍋島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年七月二十四日限り、消滅した。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 真鍋島加入区

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県農林水産部水産課及び笠岡市建設部建設事業課において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 漣江漁港海岸 (延長92m)	<p>基点1から基点4までを順次結んだ線、基点4と基点1を結んだ線により囲まれた区域。</p> <p>基点5から基点32までを順次結んだ線、基点32と基点5を結んだ線により囲まれた区域。</p>
	<p>基点1 三等三角点武島 (緯度34° 18' 12", 経度133° 31' 53" . 4655) から46° 17' の方向へ距離658.0mの点</p> <p>基点2 基点1から 120° 41' の方向へ距離 1.9mの点</p> <p>基点3 基点2から 14° 00' の方向へ距離 13.3mの点</p> <p>基点4 基点3から 300° 41' の方向へ距離 1.9mの点</p> <p>基点5 三等三角点武島 (緯度34° 18' 12", 経度133° 31' 53" . 4655) から47° 21' の方向へ距離669.0mの点</p>
	<p>基点6 基点5から 120° 56' の方向へ距離 21.9mの点</p> <p>基点7 基点6から 82° 49' の方向へ距離 24.1mの点</p> <p>基点8 基点7から 44° 43' の方向へ距離 22.8mの点</p> <p>基点9 基点8から 34° 32' の方向へ距離 17.5mの点</p> <p>基点10 基点9から 28° 16' の方向へ距離 29.0mの点</p> <p>基点11 基点10から 295° 33' の方向へ距離 14.9mの点</p>

基点12	基点11から	25° 58'	の方向～距離	42.1mの点
基点13	基点12から	297° 43'	の方向～距離	7.8mの点
基点14	基点13から	26° 38'	の方向～距離	40.3mの点
基点15	基点14から	297° 34'	の方向～距離	3.0mの点
基点16	基点15から	206° 04'	の方向～距離	91.8mの点
基点17	基点16から	175° 44'	の方向～距離	0.4mの点
基点18	基点17から	127° 09'	の方向～距離	0.7mの点
基点19	基点18から	116° 49'	の方向～距離	16.9mの点
基点20	基点19から	161° 34'	の方向～距離	4.3mの点
基点21	基点20から	211° 17'	の方向～距離	11.3mの点
基点22	基点21から	296° 16'	の方向～距離	0.7mの点
基点23	基点22から	211° 22'	の方向～距離	12.2mの点
基点24	基点23から	145° 22'	の方向～距離	0.9mの点
基点25	基点24から	217° 02'	の方向～距離	50.3mの点
基点26	基点25から	231° 05'	の方向～距離	3.1mの点
基点27	基点26から	224° 24'	の方向～距離	20.0mの点
基点28	基点27から	227° 17'	の方向～距離	1.8mの点
基点29	基点28から	265° 28'	の方向～距離	15.9mの点
基点30	基点29から	298° 44'	の方向～距離	3.0mの点
基点31	基点30から	224° 01'	の方向～距離	2.5mの点
基点32	基点31から	300° 41'	の方向～距離	19.3mの点

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見日南線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市金谷字崩岳川端一一八五番五地先から	新見市金谷字崩岳一一八七番二〇地先まで	新	七・二〇 二〇・二	四八・三
新見市金谷字崩岳川端一一八五番五地先から	新見市金谷字崩岳一一八七番二〇地先まで	旧	四・〇〇 六・二	四八・三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野部備中線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 上鞆神目停車場線
 三 道路の区域

区 域	新 旧	幅 員	延 長
別	(メートル)	(メートル)	
久米郡久米南町下鞆字隠居山四七一番一 地先から 久米郡久米南町下鞆字箕の口四六九番一 地先まで	新	五・七〇 一三・五	四五・〇
久米郡久米南町下鞆字隠居山四七一番一 地先から 久米郡久米南町下鞆字箕の口四六九番一 地先まで	旧	五・六〇 一一・三	四五・〇

区 域	新 旧	幅 員	延 長
別	(メートル)	(メートル)	
高梁市備中町西山字福ノ峠一五〇〇番一 地先から 高梁市備中町西山字大道ノ下一三六一番 一地先まで	新	三・五〇 二四・八	二七四・〇
高梁市備中町西山字福ノ峠一五〇〇番一 地先から 高梁市備中町西山字大道ノ下一三六一番 一地先まで	旧	三・五〇 一二・〇	二七四・〇

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 上叡神目停車場線
 三 道路の区域

区	別	幅員	延長
久米郡久米南町別所字西向田七二八番一 一地先から	新	七・〇 二五・三	二七八・〇
久米郡久米南町別所字西向田七二八番一 一地先から	旧	三・五 一一・〇	二七八・〇
久米郡久米南町別所字丸山五一四番一五 地先まで	新	五・五 一三・八	一八・四

一 道路の種類 県道
 二 路線名 上叡神目停車場線
 三 道路の区域

区	別	幅員	延長
久米郡久米南町別所字深田五一五番一 一地先から	新	五・五 一三・八	一八・四

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上鞆神目停車場線
- 三 道路の区域

久米郡久米南町別所字深田五一五番一 地先から 久米郡久米南町別所字丸山五一四番一 五 地先まで	旧	三・六 六・六	一八・四
---	---	------------	------

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡久米南町別所字勝負田四七五番一 一 地先から 久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番三 三 地先まで	新	九・五 一六・七	四四・五
久米郡久米南町別所字勝負田四七五番一 一 地先から 久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番三 三 地先まで	旧	四・五 一一・五	四四・五

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

◎岡山県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類		路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見日南線	新見市金谷字崩岳川端一一八五番五地先から新見市金谷字崩岳一一八七番二〇地先まで	新見市金谷字崩岳川端一一八五番五地先から新見市金谷字崩岳一一八七番二〇地先まで	令和三年七月二十七日
	大野部備中線	高梁市備中町西山字福ノ峠一五〇〇番一地先から高梁市備中町西山字大道ノ下一三六一番一地先まで	高梁市備中町西山字福ノ峠一五〇〇番一地先から高梁市備中町西山字大道ノ下一三六一番一地先まで	
	上叡神目停車場線	久米郡久米南町下叡字隠居山四七一番一地先から久米郡久米南町下叡字箕の口四六九番一地先まで	久米郡久米南町下叡字隠居山四七一番一地先から久米郡久米南町下叡字箕の口四六九番一地先まで	
		久米郡久米南町別所字西向田七二八番一地先から久米郡久米南町別所字西向田七四八番一地先まで	久米郡久米南町別所字西向田七二八番一地先から久米郡久米南町別所字西向田七四八番一地先まで	
		久米郡久米南町別所字深田五一五番一地先から	久米郡久米南町別所字深田五一五番一地先から	

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

西山布寄線			
先まで	高梁市備中町東油野字茶木原二六一〇番一 地先から	先まで	久米郡久米南町別所字丸山五一四番一五地先 ら まで
先まで	高梁市備中町東油野字家ノ上エ二六六四番二 地先から	先から	久米郡久米南町別所字勝負田四七五番一 地
先まで	久米郡久米南町別所字風呂屋四〇八番三三 地		

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

万代 伸正	田中永太郎	三藤 一幸	松本 好正
万代 伸正	田中永太郎	三藤 一幸	松本 好正
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
瀬戸町観音寺一	古都宿三三七	草ヶ部一五〇	〃 菊山一三五
〃	〃	監 事	〃

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

(三〇二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 認可年月日

令和三年七月十九日

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

〔三〇三〕 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一四号 令和三年七月十五 日	井原市西江原町字二ツ畔三二七二番 五、三二七二番五地先水路	六・〇〇	四三・六四

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

〔三〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字西ノ鼻七二四―五、七二九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

真庭市勝山五三一

古南 将

古南 裕子

三 許可年月日及び許可番号

令和三年二月二十四日岡山県指令建指第四〇七号

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

〔三〇五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年七月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

漁業取締船「きび」のエンジンオーバーホール修繕 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年七月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大東工作所

神戸市兵庫区出在家町二丁目六番二号

五 落札金額

三四、二一〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、一一〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年五月二十一日

◎岡山県監査公表第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和三年七月二十七日

岡山県監査委員	柳	田	哲
岡山県監査委員	市	村	仁
岡山県監査委員	浅	間	義
岡山県監査委員	飛	山	美
			保

令和3年7月27日 岡山県公報 第12313号

監査対象団体 (監査対象団体を所管する県の部局)	監査実施年月日	監査結果公表年月日
公益財団法人岡山県育英会 (教育庁)	令和3年1月26日	令和3年3月26日
監査の結果（指摘事項） <p>奨学金に係る未収償還金が、前年度末に比べ約3,210万円増加し、令和元年度末の残高は333,036,826円であり、多額となっている。</p>		
措置の状況 <p>当育英会では、口座振替不能者及び当年分払込用紙による返還者で未納になっている者に対して、文書督促のみならず、迅速な電話催告を実施し、新たな未収償還金の発生防止に努めた。また、過年分滞納者のうち既に最終の返還期限を迎えている者に対し、電話・訪問督促を強化したことなどにより、過年分の返還率が上がり、令和2年度決算では、前年度末に比べ未収償還金の増加を抑制することができた。</p> <p>長期滞納者に対しては、分割返還申請書の提出を求め、計画的な返還を行う意識づけを続けるとともに、悪質な長期滞納者については、弁護士法人への債権管理・回収等の委託や法的措置などの対策を今後とも積極的に講じる。</p> <p>なお、より返還しやすい環境を整備するため、令和3年度中にコンビニ収納の導入を予定している。</p> <p>未収償還金のさらなる解消に向けて、債権管理規程等を整備し、滞納状況により分類した債権を効果的、効率的に管理・回収するために、既存システムの改修及び人員の増員を検討することとしており、県担当部局と連携して必要な予算要求に向けた準備を進めることとしている。</p>		